

### 3 測定結果（個表）

## 〈 個 表 の 見 方 〉

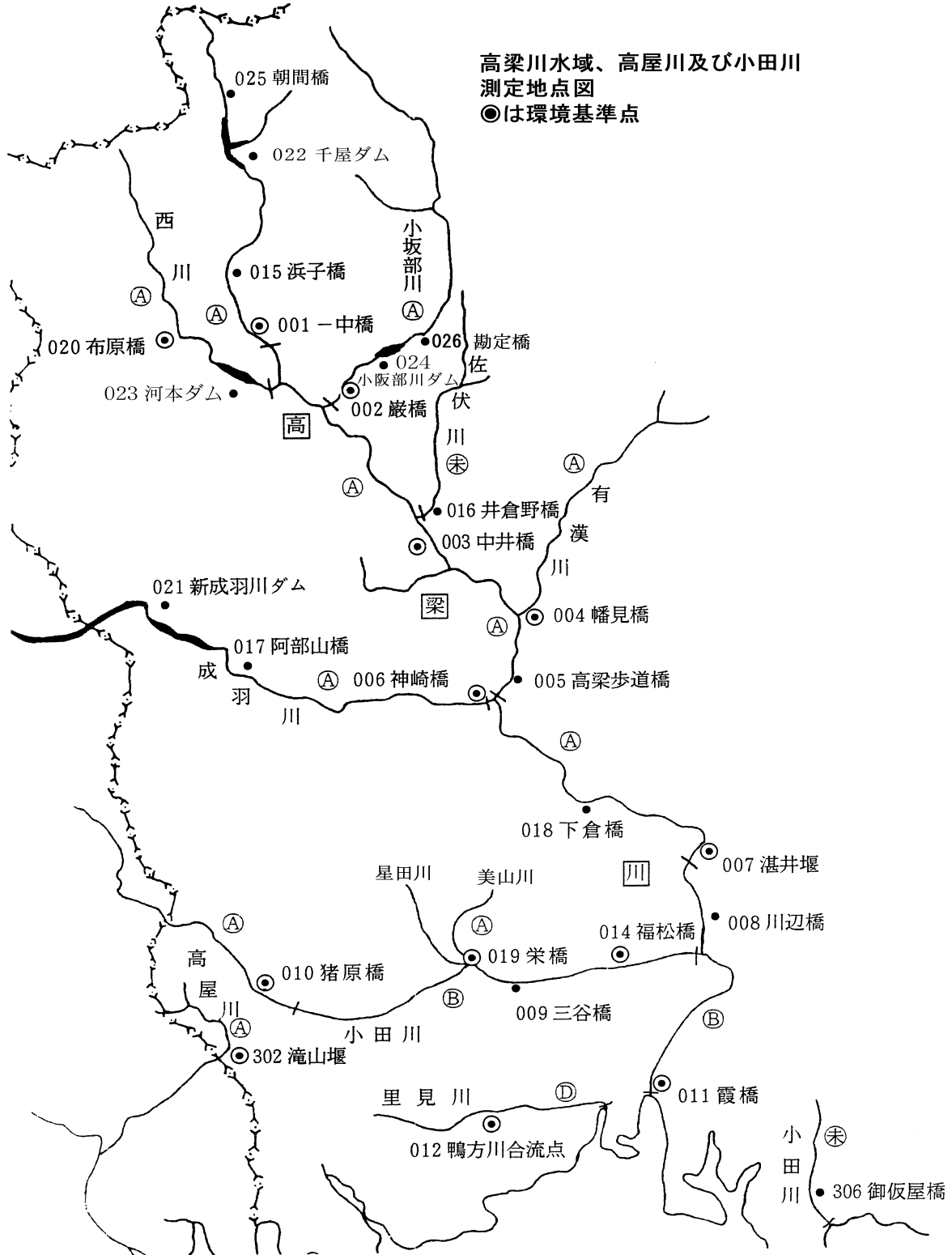
- 1 「平均」は日間平均値の年度平均値を表す。
- 2 「最小値」、「最大値」は総検体数中の最小値及び最大値を表す。
- 3 「m/n」とは「環境基準に適合していない検体数/総検体数」を表す。  
ただし、同欄において環境基準に具体的数値が規定されていない項目、環境基準の水域類型の未指定の地点及び環境基準以外の項目においては、「-/総検体数」と表示している。
- 4 「x/y」とは「環境基準に不適合の日数/総測定日数」を表す。  
(xは、日間平均値が環境基準を満たしていない日数)  
ただし、通日調査が翌日に至る場合でも、測定日数は1日と数える。
- 5 「75%値」とは年間のy個の日間平均値の全データ(y個:前項の総測定日数と同じ数)をその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times y$ 番目(整数でない場合は端数を切り上げた整数番目)にくる数値を表す。
- 6 「中央値」とは日間平均値を大小の順に並べたとき、中央にくる数値を表す。(日間平均値のデータ数yが偶数の場合は2つの中央値の算術平均値)
- 7 「k/n」とは「報告下限値以上の検体数/総検体数」を表す。
- 8 海域においては、表層は水深 0.5m、中層は水深 2m地点の水質を示し、全層は表層・中層の水質の平均値を表す。
- 9 大腸菌群数における  $2.5E+01$  とは  $2.5 \times 10^1 (=25)$  を、 $2.5E-01$  とは  $2.5 \times 10^{-1} (=0.25)$  を表す。
- 10 定量下限値、定量下限値未満の表記方法及び測定方法については次表による。
- 11 「2. 月別測定結果」中「\*」は、環境基準を超えた検体を示す。
- 12 「日間最大」とは、日間平均値の最大値を表す。
- 13 「日間最小」とは、日間平均値の最小値を表す。

公共用水域の測定項目、測定方法、定量下限値等

測定項目		測定方法	定量下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	日本工業規格 K0102(以下、「規格」) 12.1 に定める方法	—	—
	溶存酸素量(DO)	規格 32 に定める方法	0.5	<0.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	規格 21 に定める方法	0.5	<0.5
	化学的酸素要求量(COD)	規格 17 に定める方法	0.5	<0.5
	ホルマリン抽出物質(油分等)	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下、「告示」)付表 13 に掲げる方法	0.5	ND
	浮遊物質(SS)	告示付表9に掲げる方法	1	<1
	大腸菌群数	告示別表2備考4に掲げる方法(BGLB法の最確数による定量法)	1.8 (MPN/100mL)	<1.8E00
	全窒素	規格 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 に定める方法(ただし海域にあつては規格 45.4 又は 45.6)	0.05	<0.05
	全りん	規格 46.3 に定める方法	0.003	<0.003
	全亜鉛	規格 53 に定める方法	0.001	<0.001
健康項目	カドミウム	規格 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法(準備操作は規格 55 に定める方法によるほか、告示付表8に掲げる方法によることができる。)	0.0003	<0.0003
	全シアン	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法	0.1	ND
	鉛	規格 54 に定める方法	0.005	<0.005
	六価クロム	規格 65.2 に定める方法(ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、日本工業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)	0.02	<0.02
	ヒ素	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	0.005	<0.005
	総水銀	告示付表1に掲げる方法	0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	告示付表2に掲げる方法	0.0005	ND
	PCB	告示付表3に掲げる方法	0.0005	ND
	ジクロロメタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
	四塩化炭素	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.004	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	同上	0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	同上	0.002	<0.002
	テトラクロロエチレン	同上	0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002	<0.0002
	チラウム	告示付表4に掲げる方法	0.0006	<0.0006
	シマジン	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	同上	0.002	<0.002
	ベンゼン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001	<0.001
	セレン	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法	0.02	<0.02
		亜硝酸性窒素にあつては、規格 43.1 に定める方法	0.01	<0.01
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	0.03	<0.03
	ふっ素	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c) (注(6)第三文を除く。) に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。) 及び付表6に掲げる方法	0.08	<0.08
	ほう素	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	0.03	<0.03
	1,4-ジオキサン	告示付表7に掲げる方法	0.005	<0.005

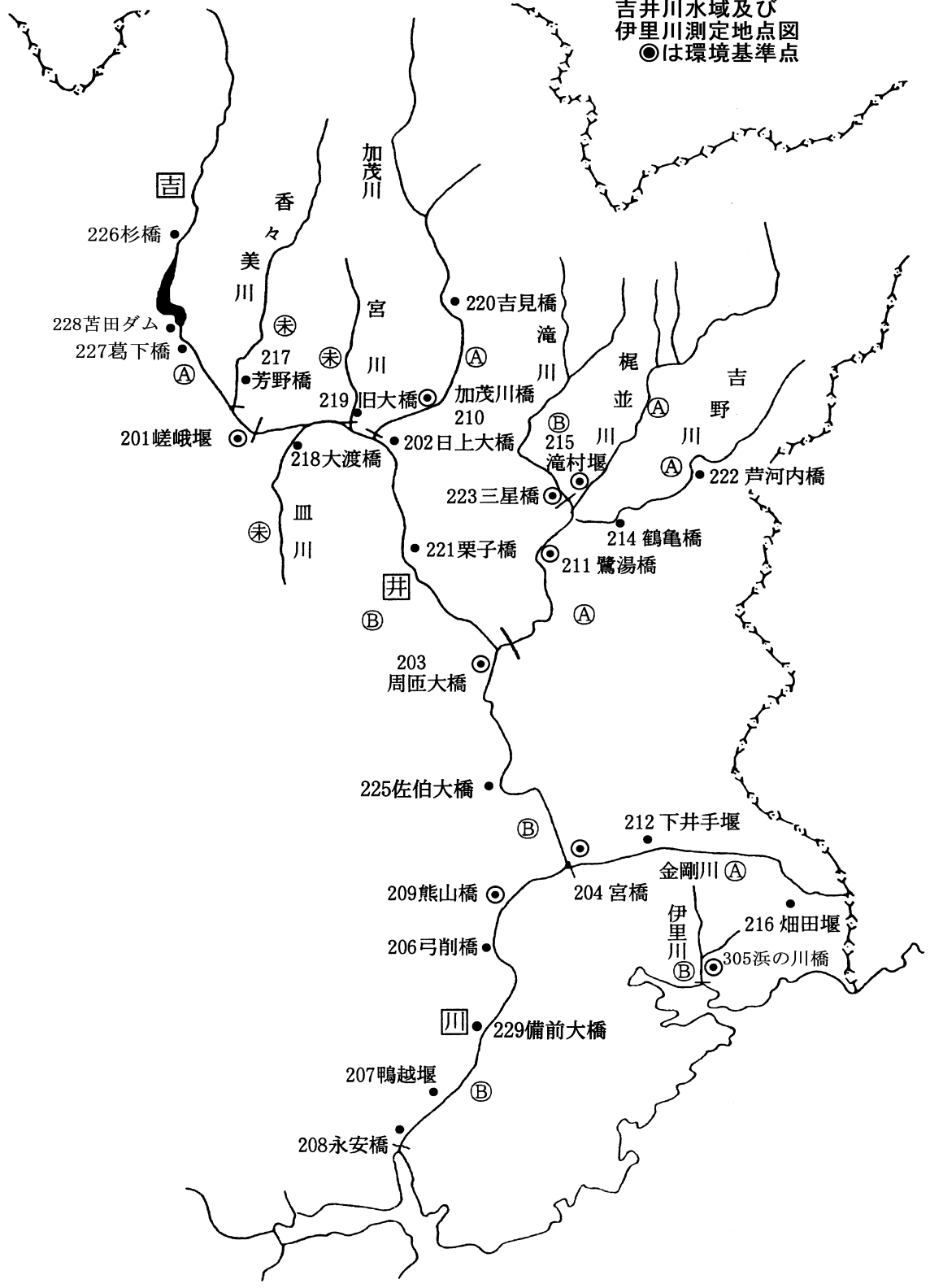
測定項目		測定方法	定量下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
その他項目	銅	規格 52.2, 52.4 又は 52.5 に定める方法	0.01	<0.01
	溶解性鉄	日本工業規格 M0202 の 32.a).2) 又は 32.a).3) 及び規格 57.2 又は 57.4 に定める方法	0.01	<0.01
	溶解性マンガン	日本工業規格 M0202 の 33.a).2) 又は 33.a).3) 及び規格 56.2, 56.4 又は 56.5 に定める方法	0.01	<0.01
	総クロム	規格 65.1 に定める方法	0.03	<0.03
	アンモニア性窒素	海洋観測指針及び上水試験方法に掲げる方法又は規格 42.2 に定める方法	0.01	<0.01
	りん酸態りん	海洋観測指針に掲げる方法	0.01	<0.01
	塩素量	海洋観測指針 5.3(サリノメーターによる方法)に掲げる方法	—	—
	クロロフィルa	海洋観測指針及び上水試験方法又は河川水質試験方法(旧建設省)に掲げる方法	0.1 ( $\mu\text{g/L}$ )	<0.1
トリハロメタン生成能	平成 7 年環境庁告示第 30 号に定める方法	0.0005	<0.0005	
要監視項目	クロホルム	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0006	<0.0006
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.004	<0.004
	1,2-ジクロロプロパン	同上	0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン	同上	0.02	<0.02
	イソキサチオン	平成 5 年 4 月 28 日付け環水規第 121 号付表(以下、「付表」)1 の第1 又は第2に掲げる方法	0.0008	<0.0008
	ダイジリン	同上	0.0005	<0.0005
	フェントロチオン(MEP)	同上	0.0003	<0.0003
	イプロチオラン	同上	0.004	<0.004
	オキシ銅(有機銅)	付表2に掲げる方法	0.004	<0.004
	クロクロニル(TPN)	付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.004	<0.004
	プロピザミド	同上	0.0008	<0.0008
	EPN	同上	0.0006	<0.0006
	ジクロルボス(DDVP)	同上	0.001	<0.001
	フェノバルブ(BPMC)	同上	0.002	<0.002
	イプロヘンホス(IPP)	同上	0.0008	<0.0008
	クロニトロフェン(CNP)	同上	0.0001	<0.0001
	トルエン	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.06	<0.06
	キシレン	同上	0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.006	<0.006
	ニッケル	規格 59.3 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.005	<0.005
	モリブデン	規格 68.2 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.01	<0.01
	アンチモン	平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号環水土発第 040331005 号通知(以下、「追加通知」)付表5の第1, 第2又は第3に掲げる方法	0.0005	<0.0005
	塩化ビニルモノマー	追加通知付表1に掲げる方法	0.0002	<0.0002
	エピクロロヒドリン	追加通知付表2に掲げる方法	0.0001	<0.0001
全マンガン	規格 56.2, 56.3, 56.4 又は 56.5 に定める方法	0.02	<0.02	
ウラン	追加通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.0002	<0.0002	
フェノール	平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号環水管発第 031105001 号通知付表1に掲げる方法	0.001	<0.001	
ホルムアルデヒド	同上通知付表2に掲げる方法	0.003	<0.003	
要測定指標	大腸菌数	平成 23 年 3 月 24 日付け環水大水発第 110324001 号別添2の4. 第1 又は第2に掲げる方法	1 (個/100mL)	<1
	下層DO	規格 32 に定める方法	0.5	<0.5
	透明度	海洋観測指針に掲げる方法	—	—

高梁川水域、高屋川及び小田川  
測定地点図  
●は環境基準点



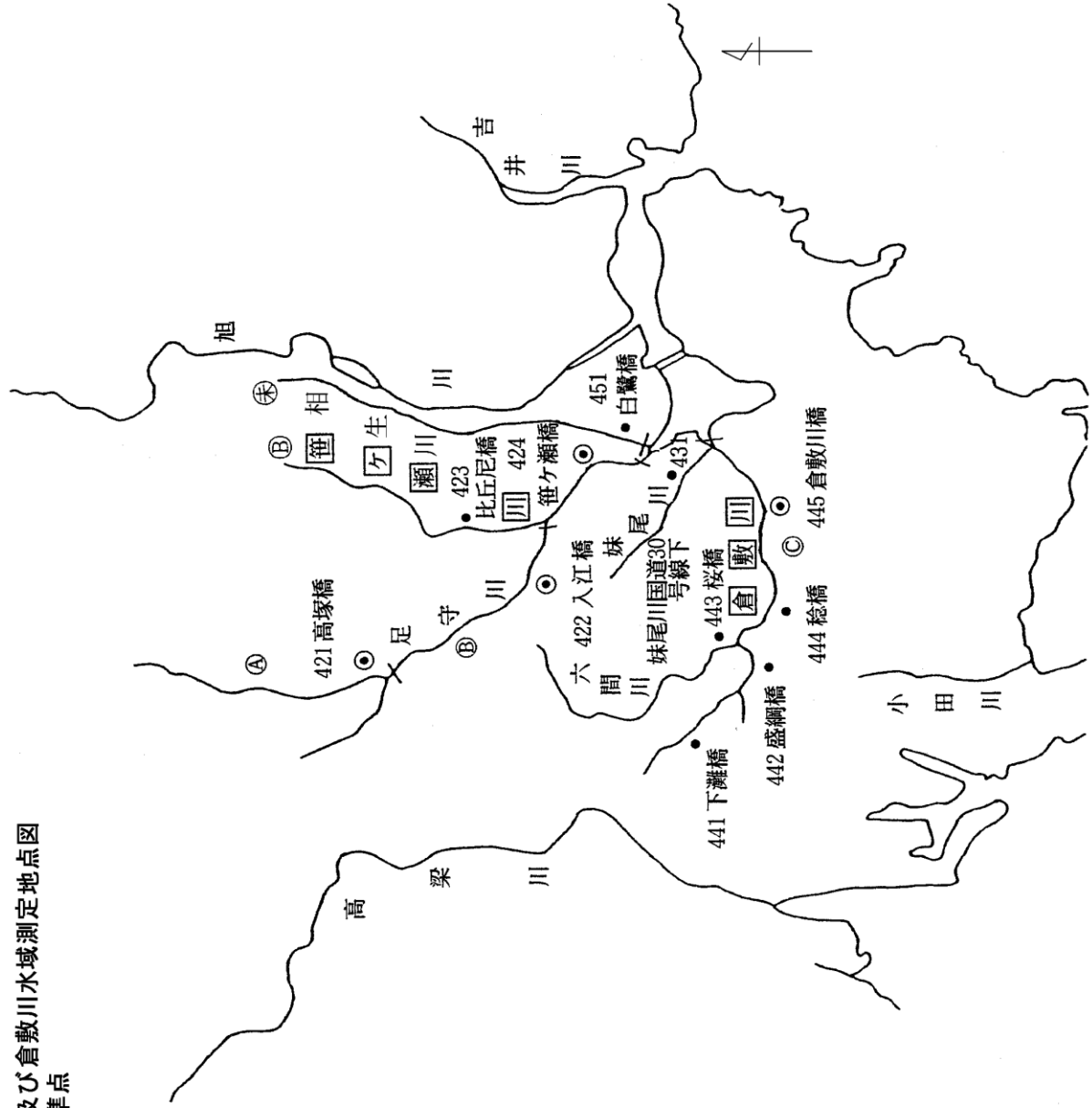


吉井川水域及び  
伊里川測定地点図  
●は環境基準点



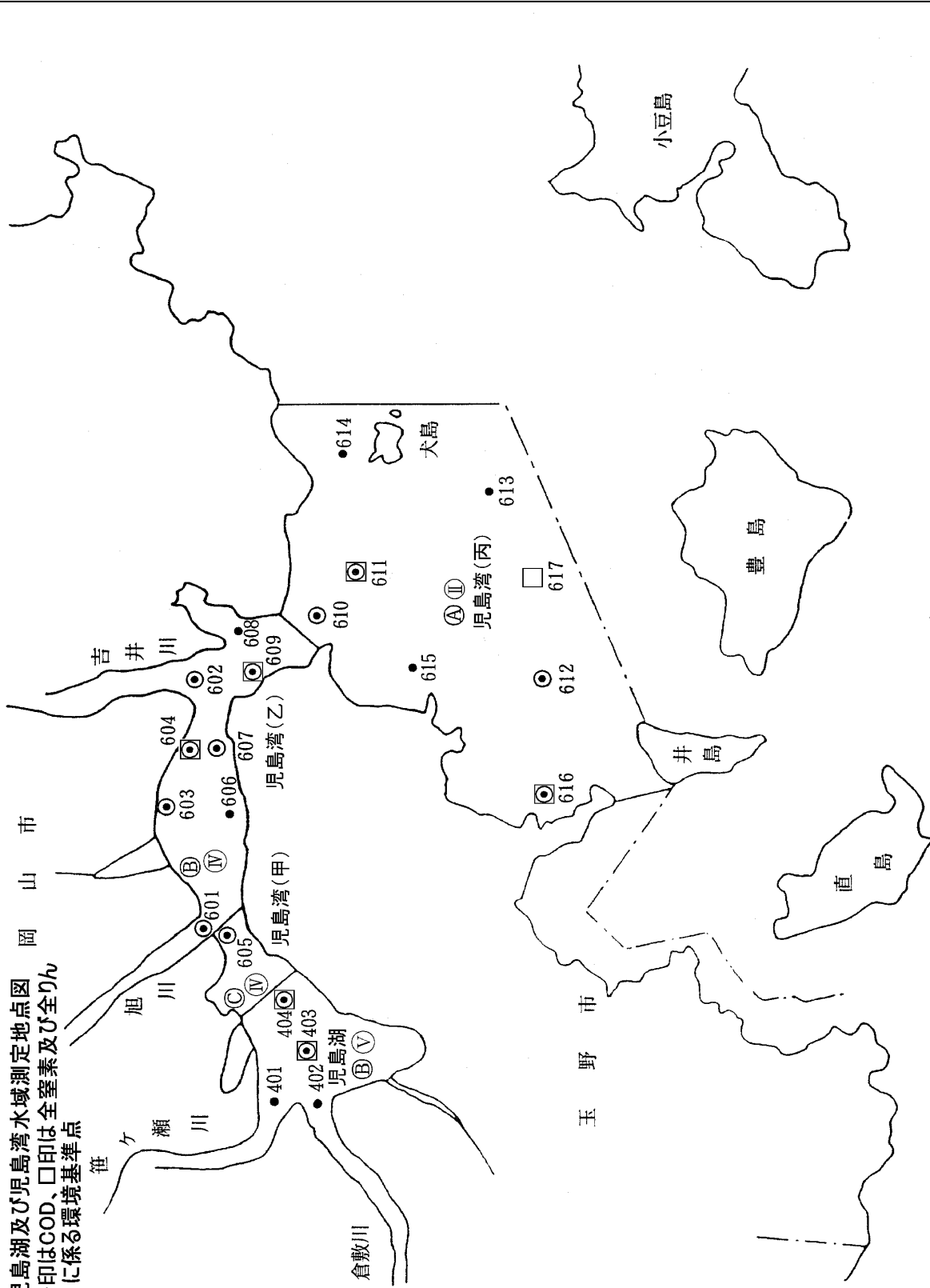
笹ヶ瀬川水域及び倉敷川水域測定地点図

●印は環境基準点



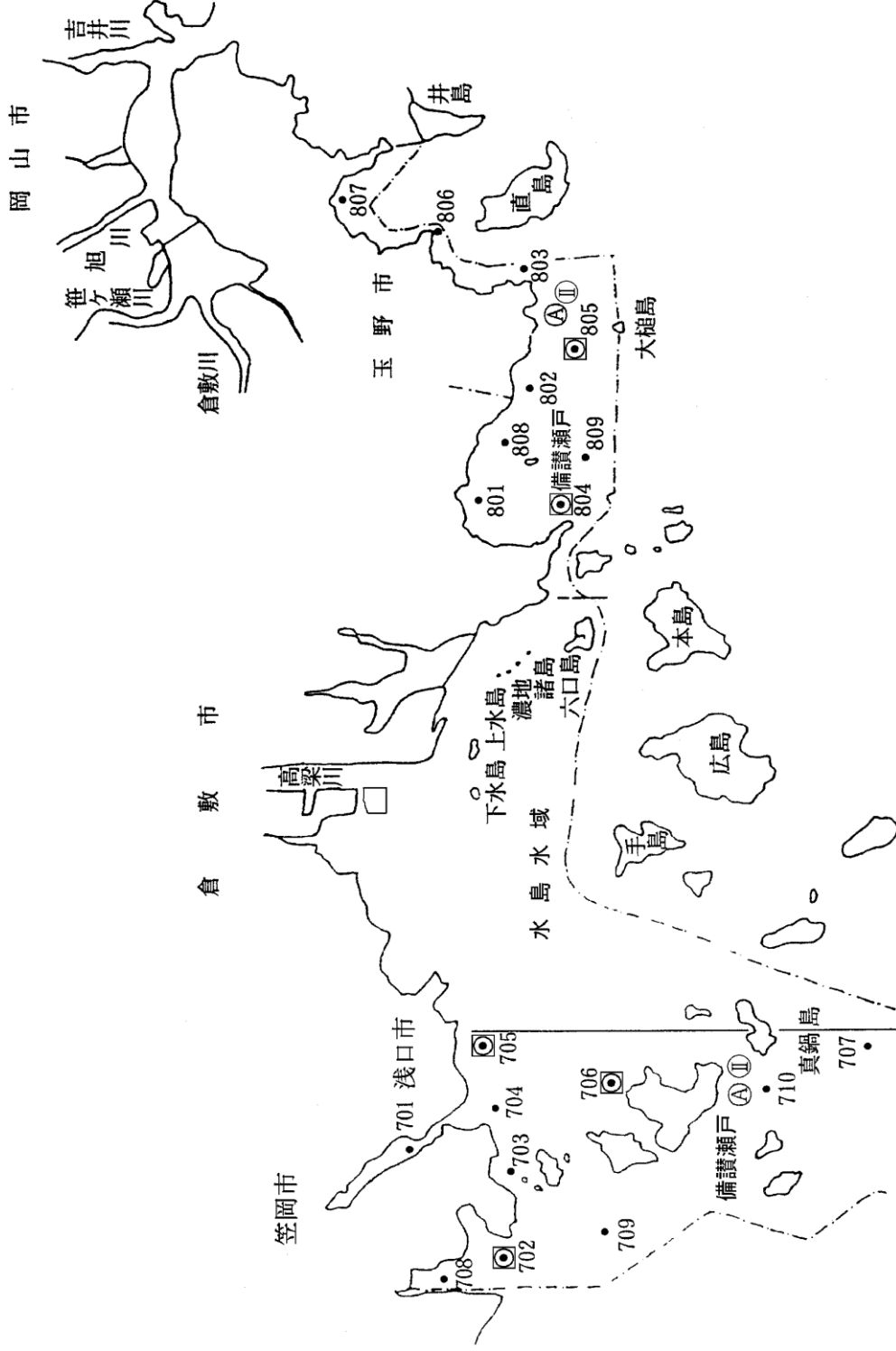


児島湖及び児島湾水域測定地点図  
 ●印はCOD、□印は全窒素及び全りん  
 に係る環境基準点





備讃瀬戸測定地点図  
 ●印はCOD、口印は全窒素及びびりんに係る環境基準点



牛窓地先海域及び播磨灘北西部測定地点図

●印はCOD、□印は全窒素及び全りん  
に係る環境基準点

